

郵政民営化委員会（第12回）議事要旨

日時：平成18年10月23日（月） 13：30～15：30

場所：虎ノ門第10森ビル5階 郵政民営化委員会会議室

（委員5名のうち、3名出席。大田委員、増田委員欠席）

○ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務に関する調査審議として、日本郵政公社、日本郵政株式会社からのヒアリングを行った。

○ まず、日本郵政公社から資料1「日本郵政公社の経営管理・内部統制強化の取組について」に沿って、主に次のような説明があった。

- ・総務大臣による郵政公社の業績評価において、「コンプライアンスの徹底」は、取組に遅れがあると評価されており、重要な課題と認識して取り組んでいる。
- ・そのための全社プロジェクトとして、内部統制強化本部を設けており、本年9月20日には、「部内者犯罪の防止」、「現金過不足事故の防止」、「郵便収入の適正管理」及び「保険募集管理態勢の整備」の最重要4項目とする「内部統制強化のための改善計画」を決定・発表した。また、このために、防犯カメラ設置や、オートキャッシャー配備など約1500億円の予算措置を行うとともに、約2100名の要員措置を行うこととしている。

これに関し、委員との間で、

- ・これまでコンプライアンス面での多くの問題が発生した背景・原因
- ・現場の職員からの問題提起を含む内部統制態勢の構築等に関して質疑があった。

○ 続いて、日本郵政株式会社から資料2「民営化後新たに提供する商品・サービス等について」に沿って、主に次のような説明があった。

- ・お客様ニーズへの対応、経営の安定化、収益構造の改善の観点から、新規業務の実施が必要。
- ・新規業務の実施については、来年10月の民営化の後、遅くとも4年目で上場、その後5年間で株式を処分するという完全民営化に向けたプロセスのなかで捉えていくことが必要。具体的には、リスク管理手段・運用の自由化など、経営の健全性の確保を図る観点から必要な業務については、民営化直後からの業務開始を希望。個人向けローン、クレジットカード業務、流動性預金の預入限度額の廃止、既存の保険商品・サービスの改善など、上場に向けた企業価値の向上を図る観点等から必要な業務については、民営化後速やかな業務開始をそれぞれ希望。
- ・新規業務開始にあたっては、リスク管理態勢や執行体制の整備のため一定の準備期間が必要。
- ・「暗黙の政府保証」に関して、民営化後の新規契約分から政府保証が廃止されることについては、利用者向けに周知・徹底を図る予定。

これに関し、委員との間で、

- ・クレジットカード業務における具体的ビジネスモデル

- ・現在1000万円となっている預入限度額がサービス展開の制約となる具体的事例
- ・新しい業務を行うにあたって基礎となる執行体制の整備に向けての考え方等に関する質疑があった。

○ 次回委員会の開催日程については、別途事務局から連絡することとした。

(注) 以上は事務局の責任でとりまとめたものであり、速報のため事後修正の可能性があることに御留意下さい。また、詳細については追って公表される議事録をご覧ください。